千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について(答申)

平成14年7月25日付け医第307号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成14年7月3日付けで異議申立人から提起された平成14年6月20日付け医第230号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答申

1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした部分のうち、別紙2に記載した情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年6月20日付け医第230号で行った「病院開設(増床)計画書一式(学校法人〇〇大学、〇〇〇〇、医療法人社団〇〇〇)」(以下「本件文書」という。)の行政文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由 は、おおむね次のとおりである。

ア 本件文書は、増床が認められた病院に関するものであり、今後の計画を開示することは、何ら事業者の不利益となるものではなく、計画を遂行する責任が事業者にはある。

- イ 実施機関は、不開示理由について千葉県情報公開条例(平成12年千葉県 条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号及び第3号に該当する としているが、本件文書の情報は次の理由により条例第8条第3号のただし 書に該当するので開示されるべきである。
 - (7) 今請求内容は千葉県保健医療計画に基づき、医療提供体制を整備するための病院の開設・増床に関する資料である。 病院の開設・増床は、病院経営者が自由に行えるものとされておらず、県がそれらの権限を持ち行っている。県は、県民の医療(生命、健康)に関する重大な責任を持つ。
 - (イ) 実施機関は条例第8条第3号本文を理由に「周辺の既存病院等との公正な競争関係が害されるおそれ」「当該病院の正当な利益を害するおそれ」が生じるとして、病院を他の法人と同列に扱っている。

しかし、病院とは、人の生命、健康に深く関与する性質上から、公共的、 福祉的な役割があり、社会的責任を持つ。従って、単なる法人で扱うので はなく、病院という性格上の法人としての見解を持つべきである。

よって、ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、 公にすることが必要であると認められる情報を除く。」に該当する。 ウ 今請求内容に含まれている情報で、病院開設・増床計画に係るヒアリン グ結果等は県議会健康福祉常任委員会に提供されている。同委員会に提供 された情報は県民との共有する情報である。

すでに情報提供されたものまで非公開とすることは、病院開設・増床に対する審査を不透明にし、県政への不信を招き、信頼を失うことである。

これは、開設・増床が認められた病院に対しても同様である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、千葉県保健医療計画に定められた印旛山武保健医療圏における 基準病床数に満たない既存病床数の不足病床数を満たすために、開設・増床要 望のあった医療機関等に対して実施したヒアリング時に提出させた資料であり、 主に増床計画の内容、具体性等を確認するための資料である。

(2) 部分不開示の理由について

本件文書は、以下のとおり条例第8条第2号及び第3号に該当し、部分的に 開示しないことができる文書である。

ア 条例第8条第2号の該当性について

本件文書のうち病院開設(増床)予定者の住所・印影・生年月日、履歴書の記載内容、病院の医師名・卒業年度・卒業大学名、長期入院患者の氏名・保険区分・生年月日・入院月日・主傷病名等の情報が含まれているがこれらの情報については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが明らかであり、条例第8条第2号に該当する。

また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

- イ 条例第8条第3号の該当性について
- (7) 本号本文における「競争上の地位その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものであると解されるところ、本件文書には、病院開設(増床)予定者である学校法人及び医療法人の理事長印の印影並びに地元医師会の会長印の印影が含まれているが、これらの情報は当該法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより当該法人の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (イ) 本件文書には、開設(増床)予定地、増床病床数、開設予定日、開設予定診療科目、医師派遣協力依頼先、用地確保の状況、計画施設の概要、計画建物の概要、医療従事者計画、事業計画費用、資金計画、看護婦採用募集活動計画、看護婦採用人員計画、採用募集スケジュール、採用募集予算等、病院の増床計画に係る具体的な情報が含まれているが、これらの情報は当該病院等の経営方針、営業上のノウハウ等内部管理に属する情報であり、これらが公になれば、周辺の既存病院等との公正な競争関係が害され

るおそれや、計画に対する妨害行為のおそれが生じる。

- (ウ) 本件文書には、病床利用状況や外来・入院患者の実績等、当該病院の経営実績に直接関係する情報が含まれているが、これらの情報については、当該病院が備えている医療施設や医療技術等の病院経営上の努力によって数が増減する性質の情報であり、当該病院の営業上のノウハウに関する情報及び病院経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるため、公になれば周辺の既存病院との公正な競争関係が害されるおそれや、病院の信用等正当な利益を害するおそれが生じる。
- (I) 本件文書中の現況図、増改築図等の図面については、具体的な建築用の 設計図面であり、当該病院の現設計、新設計プラン等の情報が記録されて いる。これらの情報は独自の配置計画及びデザイン等、設計技術上のノウ ハウに関する情報であり、これらが公になれば当該病院の正当な利益を害 するおそれが生じる。
- (オ) 本件文書には開設(増床)計画に対する地元市町村、医師会等からの意見書が添付されており、それらの文書の内部にも増床数、増床計画の趣旨等の増床計画に係る情報が含まれている。これらの意見書は市町村、医師会等から当該病院に提出された当該病院に属する文書であり、これらの文書の中に記載された増床計画に係る情報についても当該病院等の経営方針等の内部管理に属する情報であるから、これら公になれば、周辺の既存病院等との公正な競争関係が害されるおそれ等、当該病院の正当な利益を害するおそれが生じる。
- (カ) 以上のとおり、不開示とした本件文書中の法人等又は事業を営む個人の 当該事業に関する情報については、公にすることにより、当該法人等の権 利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8 条第3号本文に該当する情報である。また同号ただし書には該当しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

ア 本件文書の取得の経緯について

病院の開設・増床については、医療法第7条の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされており、県は良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保する観点から、医療法第30条の3の規定により県が策定する千葉県保健医療計画(平成13年度~平成17年度)における基準病床数に既存病床数が不足する保健医療圏について、病院の開設又は増床を認める方針を採っていた。

県は、病床が不足する保健医療圏における病院の開設・増床について、

機会の公平を図るため、県内の全医療機関に要望調査を実施した上、要望のあった医療機関の計画について、千葉県医療審議会病院部会において了承された「新たな千葉県保健医療計画における病床配分の考え方について」に対する該当性及び計画の熟度等を確認することとし、平成14年1月10日から18日の間に要望のあったすべての医療機関からヒアリングを行った。

本件文書は、印旛山武保健医療圏に係る当該ヒアリングの際、上記事項の確認のため、医療機関に対して提出を求めたものである。

イ 本件文書の構成等について

本件文書は、開設・増床要望のあった医療機関等から提出されたそれぞれの「病院開設(増床)計画書」(以下「計画書」という。)で、1.病院開設(増床)計画概要説明 2. 開設等許可申請予定の概要 3. 資金計画等 4. 周辺環境の諸対策 5. 病床利用状況が記載されており、添付書類として建物の配置図及び平面図や地元市町及び医師会の意見書等が添付されている。

(2) 不開示情報について

実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別紙1記載のとおりである。

(3) 条例第8条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、医師及び入院患者等の氏名、生年月日の情報や学歴、職歴、疾病名、入院年月日等はいずれも個人に関する情報であって、その情報自体によって、又は他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当する。

しかしながら、個人である開設(増床)予定者から提出された計画書に記載されている開設予定者の住所については、病院名が付記されていることや当該病院の所在地と同一地番であることから、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとみることができるので、本号には該当しないものと判断される。

イ 本号ただし書該当性について

上記アで本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 条例第8条第3号該当性について

ア 本号イ該当性について

本件文書は、実施機関が増床許可に至る前提の手続として、ヒアリングの際に提出を求めた文書であって、「公にしないとの条件で任意に提出されたもの」ではなく本号口に該当しないことは明らかなので、以下本号イの該当

性について検討する。

(7) 病院事業の性格について

病院事業については、医療法の理念に基づいて医療がより良質かつ適切なものとなるように、国や地方公共団体がその効率的な体制を確保するため、病院の開設又は増床を都道府県知事の許可を要件とするなど、公共性の強い制度下において運営されている。

したがって、過当な価格競争が生じたり、その結果として事業者の消長が繰り返されるような、自由競争の下での地位とはおのずと異なり、病院の開設者等について保護すべき情報はより限定的なもので足りるとすることもできる。

しかしながら、医療に対する利用者側の関心の高さからも周辺の既存機関との競争関係が存在することは認知されているところであり、また、医療がその担い手と受ける側の信頼関係に基づいて行われることから、病院運営には単なる価格の競争などには見られない明確な方針や高度のノウハウが必要であるものと考えられ、それらの情報の開示・不開示の検討は、より慎重に行う必要性も認められるところである。

また、実施機関の説明によれば、開設・増床が認められた医療機関について、認められた増床数、市町村名、千葉県保健医療計画に対する該当項目等に関しては、報道関係の取材に応じる形で公表されていたとのことであるので、それらを総合的に勘案しながら、以下具体的に検討する。

(イ) 具体的な判断

- a 本件文書に押印された理事長印等の印影は、当該医療法人等の内部管理に属する情報であり、これを開示した場合には当該医療法人等の事業 運営上の地位に不利益を与えるおそれがある。
- b 開設(増床)予定地及び増床病床数は、増床が認められた医療法人等につき、開設(増床)予定地の市町村名及び認められた増床数が公表されていることを念頭に検討すれば、公表された市町村内での増床が既存施設敷地内あるいは近接地点に計画されていることは容易に推知されることと考えられる。

また、増床病床数も増床数が計画どおり認められなかったという事実があったとしても、そのようなことは通常予想される事態の範囲内である。したがって、これらの情報が明らかになったとしても当該医療法人等の正当な権利・利益を害するおそれがあるとは認められない。

c 計画概要説明中及び増床計画の概要等に記載された、増床にあたって検 討している施策の内容等主要施策に関する記述は、当該医療法人等が当面 どのような病院を目指すのかという方針と施策が明らかにされているが、 これらの内容は、あくまで計画の概括的な項目程度の情報であり、増床が 認められるに至った主要な判断材料となったものであることから、公表さ れた情報から推知される範囲と認められるので、これを開示しても、当該 医療法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると は認めらない。

- d 開設予定日、診療科目の概要中等の開設予定科目の記述(現在の診療科目と変更のない部分を除く。)、医療従事者の概要中の計画に関する記述、計画建物の概要、計画敷地の概要、資金計画の記述、看護婦採用募集活動計画についての記述(計画増床数及び充実させる体制部門の記述を除く。)等は計画の具体的な内容に関する記述であるので、計画の段階でこれが明らかになれば、周辺の既存病院等との公正な競争関係を損なうおそれなど、当該医療法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- e 医師派遣協力依頼先等の記述は、どの大学医局と協力関係を持ち、どの診療科目に割り当てるかなど、良質の医療体制を維持するため、当該医療法人等が持っている高度のノウハウに関する情報であり、これを公開すれば当該医療法人等と協力依頼先との信頼関係を損なうおそれがあり、当該医療法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- f 平均在院日数及び月平均患者数、病床利用状況、外来・入院患者実績 資料、紹介元病院一覧等の情報は、当該病院の実績に関して内部で管理される情報であり、これを公開すれば利用者側が安易な評価を行う可能性が あるなど、当該医療法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- g 市町村長及び地域医師会の意見書中、実施機関が不開示とした意見の 内容の一部は、当該市町村長等が計画に期待する機能等を表記したに過ぎ ず、医療法人等の計画の内容を引用したという事情も明らかでないことか ら、これを公開しても当該医療法人等の利益を害するおそれがあるとは認 められない。
- h 添付された配置図、平面図等の図面は、病院の増床計画に伴う具体的な建築用の設計図面であるので、これらの情報が明らかになれば、当該医療法人等の正当な利益を害するおそれがあり、また設計者の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになるので、これを公開すれば当該設計者の正当な権利を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、設計概要表の敷地面積、建築面積、及び階別病床数に係わる記述以外の部分並びに周辺見取図については、一般的に土地の所在地を前提として、都市計画の縦覧等の方法により何人でも知り得る情報であるので、これを開示しても当該医療法人等の正当な利益を害するものとは認められない。

以上のことから、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報の うち、別紙2の「当初適用3号」の欄に記載した情報は、本号イに該当し ないが、その他の情報は本号イに該当するものと判断される。

イ 本号ただし書該当性

次に、上記アで本号イに該当するとした情報が、本号ただし書に該当する かについて検討する。

異議申立人は、本件文書が千葉県保健医療計画に基づき、医療提供体制を整備するための病院の開設・増床関係の資料であることや、病院が人の生命、健康に深く関与する性質から、不開示とされた情報が本号ただし書に該当するとしているが、本号ただし書は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報」を本号本文の例外として開示すべき旨を定めており、この該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものとされているところである。

そこで検討すると、人の生命、健康等に被害が発生していたり、将来これらが侵害される蓋然性が高いなど、上記アで本号本文に該当するとした情報を、医療法人等の権利利益を守る必要性を超えて、開示しなければならないほどの特別な事情は見受けられない。

したがって、これらの情報は、本号ただし書には該当しないものと認められる。

(5) 異議申立人のその他の主張について

次に、異議申立人は実施機関が不開示とした情報の一部が、千葉県議会健康 福祉常任委員会に提供されており、情報提供された情報まで不開示とすること が不当である旨主張するので以下検討する。

本件の病院開設(増床)計画の案件が生じていた時期である平成14年2月 定例県議会の健康福祉常任委員会の綴りの中には、計画書に関連した資料が配 付された記録は存在しなかった。

そこで、実施機関に説明を求めたところ、同委員会の委員に対し個別の説明の中で資料が提供されていたとのことである。

しかしながら、この提供された資料をもって、その情報が公表された情報とすることができるかについて検討すると、個別の議員に対して提供された情報を限定された範囲の者が知り得ているだけの状況と判断されるので、何人でも知り得る情報として公表されているものと認めることはできない。

したがって、この点に関する異議申立人の主張には理由がない。

(6) 結論

以上のことから、実施機関が不開示とした情報のうち、別紙2に記載した情報は、それぞれ条例第8条第2号又は第3号に該当せず開示すべきであるが、 実施機関のその余の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。